



第2弾

マイナポイント

マイナポイントの対象期間が、来年2月末まで延長されました。ポイントは利用額の25%相当分で、キャッシュレス決済サービス2万円の利用に対して、1人当たり上限5,000円相当が付与されます。

※すでにポイント付与済みの人は対象外

●対象者 令和4年9月末までにマイナンバーカードを申請した人
問合せ 産業振興課へ



マイナポイントホームページ

健康保険証の利用登録と公金受取口座の登録で、それぞれ7,500円相当のポイントが付与されます。

※ポイントの申込み・付与は令和4年6月頃開始予定

問合せ マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120(95)0178へ



災害に強いまちづくりを

水害時などの避難場所を確保 広域避難を円滑に



市は5月19日、吹田市および(株)ビバホームの3者間で、災害時の緊急避難等について協定を締結しました。

これは、市や吹田市で災害が発生、または発生する可能性がある場合に、緊急避難場所として、市民などがスーパービバホーム吹田千里丘店(吹田市千里丘北1-2)の駐車場などを使用することについて定めています。3者の連携により市民の円滑な避難を図ることを目的としています。

ついにオープン!!!

味舌体育館 オープニングセレモニー

5月1日、味舌体育館でオープニング記念式典を行いました。同体育館は、体育室を含め全館空調となっており、最新の機器を導入したトレーニングルームも整備されています。また、スポーツ振興の場だけではなく、防災備蓄倉庫やマンホールトイレなど災害時の避難所としての機能を併せ持つ施設です。なお、同体育館では施設利用のほか、多彩なス



ポーツ教室も開催しています。

自治連合会創立60周年

自治連合会新役員を選出 3年ぶりに総会を開催

4月29日、コミュニケーションプラザで自治連合会の総会が3年ぶりに開催されました。総会では、令和4年度の役員が下表のとおり選出され、年間のスケジュールや予算などについての審議が行われました。同連合会は、住民の福祉の増進や地域活性化、会員相互の連携を図ることを目的に、市内の自治会・町会の会長を会員と

して構成される団体です。各地域において、環境美化や防災訓練などの事業をはじめ、市長との懇談会、自治会活動パネル展などさまざまな取り組みを実施されています。また、本年は自治連合会が創立60周年を迎え、記念式典が併せて開催され、表彰状および感謝状の贈呈も行われました。

令和4年度自治連合会役員(敬称略)

役職	氏名(自治会)
会長	前田清一郎(千里丘町会)
副会長	松田外喜雄(鶴野東自治会)
	竹田 俊治(三島南部自治会)
	倉本 康史(別府新町自治会)
	吉田 政和(鳥飼八防自治会)
会計	溝口 重雄(鳥飼下自治会)
	平松 直樹(乙辻自治会)
会計監査	池上 隆男(正音寺町会)
	長谷川文男(上一津屋自治会)
理事	高田 繁夫(市場自治会)
	池上 毅春(小坪井東自治会)
	中井 秀夫(香和自治会)
	前川 弘(庄屋町会)
	前田 幸夫(新庄屋自治会)
	白川 信治(安威川町会)
	湯川 健三(北別府自治会)
	穂積 範仁(大金自治会)
	下岡 聡(新在家南自治会)
	中石 迪彦(鳥飼西睦自治会)
堀 善文(鳥飼中自治会)	
橋本 唯義(鳥飼八町自治会)	

104人に地区振興委員を委嘱
同日に、今年度の地区振興委員委嘱式も開催し、市は、自治会長ら104人に同委員を委嘱しました。地区振興委員は、地域住民からの要望を市に伝えたり、市からの情報を住民に広めたりするなど、地域の振興と市民の利便性の向上を図るために地域と行政をつなぐ役割を担います。



60周年式典であいさつをする前田清一郎会長



森山一正市長から委嘱状を受ける穂積範仁委員

第26回参議院議員通常選挙(改選数4人)

投票日 7月10日(日)(予定) 投票時間 午前7時~午後8時

●公示日(立候補届出日) 6月22日(水)

●投票できる人

平成16年7月11日までに生まれた人で、本市に住居登録が令和4年3月21日以前からある人。

投票できる人には、事前に投票所入場券を郵送します。

※入場券は投票の際に持参。届かない場合や紛失した場合は、投票所で申し出てください。

●期日前投票

投票日当日に仕事などで投票所に行けない人が投票できます。※投票所入場券を持参

【場所・日時】

場所	日時
市役所1階ロビー(三島1-1-1)	6月23日(木)~7月9日(土) 午前8時半~午後8時
フォルテ301(千里丘東2-10-1)	7月4日(月)~7日(木) 午前9時半~午後8時
ゆうゆうホール鳥飼西(鳥飼西2-12-12)	7月6日(水)~9日(土) 午前8時半~午後8時

●不在者投票期間 6月23日(木)~7月9日(土)

病院や老人ホームなど「不在者投票指定施設」に入院(入所)している人は、不在者投票ができますので、施設に申し出てください。

仕事などで摂津市以外の市町村に滞在している場合は、投票用紙を市選挙管理委員会に請求し、滞在先の市町村の選挙管理委員会で投票することができます。

●郵便による不在者投票

両下肢などに重度の障害がある人は、郵便による不在者投票ができます。あらかじめ市選挙管理委員会で「郵便等投票証明書」の交付を受け、7月6日(水)までに、投票用紙を請求してください。

●代理投票および点字投票

身体・視覚が不自由な人は、代理投票や点字投票ができます。投票所で申し出てください。

問合せ 選挙管理委員会事務局へ